

「県民経済計算」利用上の注意

1. 県民経済計算の作成主体について

県民経済計算の作成主体は、各都道府県及び政令指定都市（以下、「都道府県等」という。）である。現在、県民経済計算は全ての都道府県で公表している。

また、市民経済計算を作成・公表している政令指定都市は、「札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市」の17市である。

内閣府の統計表は、上記の都道府県等が公表した計数をもとに編集したものである（※公表時期の差により、一部の都道府県等の計数が未収録となる場合がある。「6. 公表方法について」を参照）。

2. 県民経済計算の計数について

(1) 計数の作成方法

県民経済計算は国民経済計算に準拠して、平成23年基準で、平成18年度より作成されている。

県民経済計算は各都道府県が「県民経済計算標準方式」に基づき作成したものであるが、基礎資料の整備状況、推計の発展段階の相違等により、その推計方法は必ずしも全都道府県同一ではない。計数の都道府県間比較にあたってはこの点を留意されたい。

(2) 計数の改定

県民経済計算は、多くの統計調査から得られるデータを用いて推計しているが、統計調査の中には毎年実施されないものも多く、実施されない期間（中間年次）については便宜上、統計的処理により求めた数値を用いている。したがって、新しい調査結果が公表された時は、そのデータを使って過去に遡り改定することになる。

また、国民経済計算は、約5年ごとに基準改定されるので、それに合わせた改定も必要となる。さらには精度向上を図るため、推計方法についても絶えず見直しを行っており、必要に応じ遡及改定を行っている。

このため、ある年の「県民経済計算」として公表した計数は、翌年度以降の「県民経済計算」の当該計数と一致するとは限らず、利用にあたっては注意が必要である。

(3) 実質化について

生産系列、支出系列ともに連鎖方式を採用し、実質化を行っている。連鎖方式とは、実質化の指数算式において前年を基準年とし、それらを毎年積み重ねて接続する方法である。

(4) 使用している人口

各都道府県相互の比較が可能となるように、県民経済計算の推計対象年が、国勢調査

の調査対象年の推計においては「国勢調査」（総務省）、国勢調査の間の年の推計においては「補間補正人口」（総務省）、最新の国勢調査年以降の推計では「10月1日現在推計人口」（総務省）を全都道府県統一的に使用している。

3. 経済活動別分類について

経済活動別分類は、以下の区分で表章を行っている。

第1次産業：農林水産業

第2次産業：鉱業、製造業、建設業

第3次産業：その他

4. 地域ブロック区分

県民経済計算における地域ブロックは、以下の7ブロックである。

北海道・東北	北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟
関東	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
中部	富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

5. 各表について

総括表 1. 「県内総生産（生産側、名目）※支出側も同じ」

県民経済計算では、支出側に「統計上の不突合」を計上し、県内総生産（支出側）と県内総生産（生産側）の一致を図っている。

総括表 2. 「県内総生産（生産側、実質：連鎖方式）※支出側も同じ —平成23暦年連鎖価格—」

連鎖方式では加法整合性が成立しないため、各都道府県の積み上げから全県計・地域ブロック計を求めることができない。このため、全県計・地域ブロック計は内閣府で作成している。なお、平成23年基準から支出側の実質化も連鎖方式を採用しているため、県内総生産は名目値同様、生産側と支出側で同じとなる。

総括表 5. 「県民所得」

県民所得は、県民雇用者報酬、財産所得（非企業部門の財産所得の純受取）、企業所得（企業の財産所得の純受取を含む）を合計したものである。したがって、個人の所得水準を表すものではなく、企業利潤なども含んだ各都道府県の

経済全体の所得水準を表していることに注意されたい。

総括表 7. 「1人当たり県民所得」

「1人当たりの県民所得(=県民所得÷県の総人口)」を掲載している。なお、分母の総人口は、総括表 9.「総人口」を参照。

総括表 8. 「1人当たり県民雇用者報酬」

「1人当たりの県民雇用者報酬(=県民雇用者報酬÷県民雇用者数)」を掲載している。

総括表 9. 「総人口」

県民経済計算の推計対象年が、国勢調査の調査対象年の推計においては「国勢調査」(総務省)、国勢調査の間の年の推計においては「補間補正人口」(総務省)、最新の国勢調査年以降の推計では「10月1日現在推計人口」(総務省)を全都道府県統一的に使用している。

総括表 10. 「県内就業者数」

県内就業者数を掲載している。就業者とは、生産活動に常用雇用・日雇を問わず従事する者をいい、県内就業者数とは、居住地を問わず県内で就業する者の数を指す。

総括表 11. 「県民雇用者数」

県民雇用者数を掲載している。雇用者とは、生産活動に常用雇用・日雇を問わず従事する就業者のうち、個人業主と無給の家族従業者を除く全てをいい、県民雇用者数とは、就労地を問わず県内に居住する雇用者の数を指す。

主要系列表 1. 「経済活動別県内総生産(名目)」

県内総生産には「輸入品に課される税・関税」、「(控除)総資本形成に係る消費税」が含まれているので、第1～3次産業の合計とは一致しない。

主要系列表 2. 「経済活動別県内総生産(実質:連鎖方式)ー平成23暦年連鎖価格ー」

(1) 連鎖方式による実質値は加法整合性が成立しないため、「開差」を設ける事で調整している。なお、「開差」は、〔県内総生産(連鎖価格)ー{各経済活動別総生産(連鎖価格)の小計+輸入品に課される税・関税(控除)総資本形成に係る消費税}〕である。

(2) 連鎖方式では、加法整合性が成立しないため、各都道府県の積み上げから全県計・地域ブロック計を求めることができない。このため、全県計・地域ブロック計は内閣府で作成している。

主要系列表 4. 「県内総生産(支出側、名目)」

県民経済計算では、生産側を基礎としているため、支出側に「統計上の不突合」を計上し、県内総生産(支出側)と県内総生産(生産側)の一致を図って

いる。

主要系列表 5. 「県内総生産（支出側、実質：連鎖方式）－平成 23 暦年基準－」

連鎖方式による実質値は加法整合性が成立しない。このため、生産側と同様に実質値には「開差」が含まれ、全県計・地域ブロック計は内閣府で作成している。

6. 公表方法について

2018 年度(平成 30 年度)取りまとめ公表分より、公表済みの都道府県等の計数から、随時取りまとめて公表することとした。未公表の都道府県等の過去の数値を把握した場合は、前年度の公表値を参照いただきたい。

7. その他

(1) 「－」はその項目が推計又は計算されていないこと¹、あるいは計算できないこと²を表す。項目中に「－」を含む場合は、全県計、地域ブロック計は計算されない。なお、2018 年度(平成 30 年度)取りまとめ公表分より、随時取りまとめ段階においては、未公表の都道府県等の統計表の計数についても「－」と表記している³。

(2) 「x」はその項目が秘匿数値であることを表す。

(3) 各表の「増加率」は次式により算出した。

$$\begin{aligned} \text{増加率} &= (\text{当年度の計数} - \text{前年度の計数}) \div \text{前年度の計数} \times 100 \\ &= (\text{当年度の計数} \div \text{前年度の計数} - 1) \times 100 \end{aligned}$$

なお、四捨五入計算の関係で各都道府県(市)公表値と異なる場合がある。

(4) 県内総生産を実質化するデフレーターは次式により算出した。

$$\text{デフレーター} = \text{県内総生産(名目)} \div \text{県内総生産(実質)} \times 100$$

このため、各都道府県(市)公表値と異なる場合がある。

¹ 統計表中のある項目の内訳項目を推計していない場合。

² 統計表中のある項目の系列において、基準年の計数(名目値及び実質値)が 0 であり、他の時点における実質値の計算ができない場合。

³ 山口県では、製造業の「情報・通信機器」を「その他の製造業」に含めて推計している。本統計表では、同県の「情報・通信機器」の計数を 0 として扱い、「その他の製造業」については同県の値をそのまま計上している。